

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	4

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「の引継書」を「による徴収引継ぎ書」に改め、同条第2項中「前項」を「県税事務所長は、前項」に改め、同条第3項中「別記第166号様式の」を「別記第166号様式による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（滞納処分引継ぎ）

第28条の2 県税事務所長は、納税義務者又は特別徴収義務者が納付し、又は納入すべき徴収金が2以上の県税事務所にある場合その他滞納処分を迅速かつ的確に執行するため特別の必要があると認めるときは、賦課資料その他参考となるべき文書を添え、別記第38号様式の2の滞納処分引継ぎ書により、関係県税事務所長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第33条中「高知県中央東県税事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第88条の5第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「登録申請書」を「狩猟者登録の申請書」に改め、同条第3項中「別記第128号様式の2の」を「別記第128号様式の2による」に改める。

別記第37号様式及び別記第38号様式を次のように改める。

第37号様式（第28条関係）

号 日
第 月
第 年

様

県税事務所長

団

県税事務所長

県税徴収引継ぎ書

高知県税規則第28条第1項の規定により、次のとおり県税の引継ぎをします。徴収するようになしてください。

引継ぎ番号	整理番号	年度期別	税目	滞納者		賦課額	収入済額	引継ぎ額	納期限督促状発布日			備考
				住所（所在地）	氏名（名称）							

別記第38号様式の次に次の1様式を加える。

第38号様式の2（第28条の2関係）

号 日
第 年 月

県税事務所長

様

県税事務所長

印

滞納処分引継ぎ書

高知県税規則第28条の2の規定により、次のとおり徴収金について滞納処分の引継ぎをします。

整理 番号	年度期別	税目	滞納者		調定額	収入済額	引継ぎ額	納期限 督促状発布日	備考
			住所（所在地）	氏名（名称）					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第88条の5の改正規定は、同年5月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第37号様式及び別記第38号様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

高知県宅地建物取引業法施行細則（昭和40年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行について」を「を施行するため、法」に、「保証金規則」という。」を「保証金規則」という。）並びに高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第28号）に改める。

第2条を次のように改める。

(提出すべき書類の部数)

第2条 法第4条並びに施行規則第1条及び第1条の2の規定により提出すべき免許申請書及びその添付書類の部数は、正本1通とする。

2 法第9条並びに施行規則第5条の3第1項及び第2項の規定により提出すべき宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書及びその添付書類の部数は、正本1通とする。

3 法第19条の2並びに施行規則第14条の5第1項及び第2項の規定により提出すべき写真を貼り付けた登録移転申請書の部数は、正本及び副本各1通とする。

第3条第1項中「同条第2項に定める」を「同条第2項各号に掲げる」に、「宅地建物取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第2項中「前項に掲げるもののほか」を「法第4条第1項の免許申請書に、前項に定めるもののほか、施行規則第4条の」に改める。

第3条の2第2号中「第15条第1項」を「第31条の3第1項」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第4条中「別記第1号様式によって」を「別記第1号様式により」に改める。

第6条第1項中「宅地建物取引主任者資格試験（）」を「宅地建

物取引士資格試験（）」に、「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験受験申込書」を「宅地建物取引士資格試験受験申込書」に改め、同条第2項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

第7条中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

第8条第2項及び第9条第2項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第12条中「申出のない」を「申出がない」に改める。

別記第3号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日					
高知県知事 様					
氏名 ㊟					
宅地建物取引士資格試験受験申込書					
年度の宅地建物取引士資格試験を受験したいので、次のとおり申し込みます。 なお、この申込書に記載している事項については、事実と相違ありません。					
ありがな 氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
現住所	郵便番号	電話番号		本籍地都道府県名	
勤務先	商号又は名称				
	所在地	郵便番号	電話番号		
高知県収入証紙貼り付け欄				写真貼り付け欄	
<p>注 1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 黒又は青のインク又はボールペンで丁寧に記入し、数字は、算用数字を用いてください。</p> <p>3 「性別」欄は、該当するものを○で囲んでください。</p> <p>4 高知県収入証紙には、消印をしないでください。</p> <p>5 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ5センチメートル、横の長さ4センチメートルのものとしてください。</p> <p>6 申込み後に現住所に変更があったときは、直ちに文書で連絡してください。</p>					
※ 登録講習修了 試験合格年次	※ 受付年月日	※ 受付番号	※ 受験番号	※ 合格番号	※ 担当者印
年					

第4号様式（第7条関係）

第 号	
合格証書	
本籍地都道府県名	
氏名	
年 月 日生	
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定による宅地建物取引士資格試験に合格したことを証します。	
年 月 日	
高知県知事	㊟

第5号様式（第9条関係）

年 月 日					
高知県知事 様					
申請者 住所 氏名 ㊟ 電話番号					
宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書					
宅地建物取引業法第18条第1項の宅地建物取引士の登録の消除について、同法第22条第1号の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。					
登録の消除を申請する理由					
登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日				
ふりがな 氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所				本籍地都道府県名	
注 1 「性別」欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 次に掲げる書類を添えてください。 (1) 印鑑証明書 (2) 宅地建物取引士証の交付を受けている場合は、その宅地建物取引士証					

第6号様式（第12条関係）

年 月 日					
高知県知事 様					
請求者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） ㊟ 電話番号					
営業保証金に対する債権の申出がない旨の証明書交付請求書					
宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項第3号（第8条第2項第3号）の申出書の提出がなかったため、同令第9条第1項の規定に基づきその旨の証明書の交付を請求します。					
供託番号	年 月 日		年度	第	号
官報公告年月日	年 月 日				
申出書提出期間	年 月 日から 年 月 日まで				
注 1 不要な文字は、二重線で抹消してください。 2 「供託番号」欄は、供託している営業保証金について全てを記入してください。 3 公告を掲載した官報の写し及び供託書の写しを添えてください。					
上記の営業保証金について、債権者からの申出がなかったことを証明します。 年 月 日 高知県知事 ㊟					

第7号様式（第13条関係）

年 月 日		
<p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">請求者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">営業保証金に対する債権の申出の総額に関する証明書交付請求書</p> <p>宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項第3号（第8条第2項第3号）の申出書の提出がありましたので、同令第9条第2項の規定に基づき申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を請求します。</p>		
供託番号	年 月 日 年度 第 号	
官報公告年月日	年 月 日	
申出書提出期間	年 月 日から 年 月 日まで	
請求者と宅地建物取引業者との関係	本人・相続人・破産管財人・元役員・清算人・その他（ ）	
(元現)宅地建物取引業者	商号又は名称	
	主たる事務所の所在地	
	氏名又は代表者の職・氏名	
	廃止した従たる事務所の所在地	
申出に係る債権の総額	円	
<p>注 1 不要な文字は、二重線で抹消してください。</p> <p>2 「供託番号」欄は、営業保証金について全てを記入してください。</p> <p>3 「請求者と宅地建物取引業者との関係」欄は、該当するものを○で囲み、「その他」の場合は、括弧内に関係を記入してください。</p>		
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 ㊟</p>		

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。